

日本原燃・六ヶ所再処理工場に関する質問

2020年6月17日(水) 12:00~13:30の会合にてご回答ください。

(規制庁)

1. 日本原燃が公表している月別放出状況によれば、アクティブ試験中の2007年10月のトリチウム放出実績は、平均濃度が約9,000万ベクレル/Lであった。これは、原子力発電所に適用される告示濃度限度6万ベクレル/Lの1500倍に該当する。再処理施設からの排水に適用されるトリチウムの濃度規制は何ベクレル/Lか。
2. 原子力発電所から放出される水に含まれる放射性物質については、原子炉規制法に基づき、核種ごとに告示濃度限度が設けられ、総和が1を超えてはならないとされている。この規定は、再処理施設から海洋中に放出される排水には適用されるか。
3. 「2.」で適用されないとすれば、その理由および議論の経緯を明らかにされたい。

(経産省・規制庁)

4. 日本原燃は、実際の使用済燃料を用いて、プルトニウムや核分裂生成物の取り扱いに係る、再処理施設の安全機能および機器・設備の性能を確認する「アクティブ試験」を2006年から開始しており、2008年にはガラス固化工程以外の試験を終了、2013年にはガラス固化試験を終了した。ところが、川田龍平議員の質問主意書に対する答弁書(2017年4月28日)では、政府としては、「その結果の内容の確認を行っていない」としている。

(1) 政府としては、現在も、アクティブ試験の結果の確認を行っていないのか。

(2) 原子力規制委員会は、審査において、アクティブ試験の結果を確認したのか。もししていないとすれば、それはなぜか。

(経産省・規制庁)

5. アクティブ試験では、数多くのトラブルが発生し、当該事業の実施可能性を疑わざるをえない問題が露呈した。事業実施面からも安全面からも多くの問題をはらんでいる。たとえば以下の点は経産省・原子力規制委員会として、どのように評価しているか。
  - (1) 白金族が沈降・堆積して、詰まる
  - (2) 天井のレンガ片が落ちる
  - (3) 高レベル廃液150リットルが漏洩
  - (4) 高レベル廃液濃縮蒸発缶温度計部腐蝕による漏洩

(経産省)

6. 日本原燃の2013年6月3日付「ガラス固化試験の状況」36頁によれば、2012年12月3日から2013年5月26日の間にガラス固化試験でつくられたガラス固化体は、溶融炉BとAの合計80本となっている。他方、日本原燃の「安全協定に基づく定期報告書」によれば、2012年12月から2013年6月の間に保管されたガラス固化体数は109本となっていて、前数より29本多い。この29本はどこから来たのか。

(規制庁)

7. 高レベル廃液貯槽(120立方メートル貯槽)、不溶解残渣廃液貯槽(70立方メートル)は、臨界事故を起こす可能性がある貯槽として審査されたのか。審査されたとすれば、第何回の審査会で議論され、審査書案のどこに反映されたのか。されていないとすれば、その理由についてご教示いただきたい。  
プルトニウムは比重が大きいため、攪拌が止まった場合、容器下部に沈降し、濃縮する可能性があるのではないか。こうした点からの審査は行われたか。

(経済産業省)

8. 再処理機構から、日本原燃に支払われるお金は、再処理事業の委託費という理解でよいか。
9. 再処理機構から、日本原燃に対する委託の内容について開示されたい。
10. 委託の前提となっている、再処理の量および年限についてご教示いただきたい。40年間で32000トンの再処理を行うことが前提と考えてよいか。
11. 再処理が計画どおり進まなかった場合、委託費の支払いはどうなるのか。
12. 現在、原子力事業者が再処理機構に支払っている使用済み燃料の単位数量当たりの拠出金単価の算出根拠は何か。発生する使用済み燃料が、当初想定を下回った場合、再処理費用が不足すると考えられるが、いかがか。
13. 2018年7月31日付け原子力委員会決定「我が国におけるプルトニウム利用の基本的な考え方」の1.により、予定再処理数量や取得計画など、現状の事業計画は意味をなさなくなったと思われるがいかがか。